

## 障がい者差別に関する相談状況について（継続分）

## 1 相談件数

1件（不当な差別的取扱い：0件、合理的配慮の不提供：1件）

## 2 相談内容（合理的配慮の不提供）

## 相談1 市内商業施設の障害者等用駐車スペースの確保等について

## 【相談者】

- 障がい者団体

## 【障害種別】

- 身体障害（肢体不自由）

## 【概要】

- 障がい者団体から、次のとおり、商業施設の障害者等用駐車スペースの確保等についての要望があった。

## ① 障害者等用駐車スペースの確保について

市内商業施設の障害者等用駐車スペース（4台分）は、大型の福祉車両（車両の後ろ側から車いすを乗降させるタイプ）の場合、後ろ向き駐車では車いすの乗降スペースが十分に確保できないため、前向き駐車することとなる。

この場合、車いすで乗降する際に、車両の往来が頻繁にある通行スペースを使わざるを得ず、後続車が通行しづらい状況が生じるとともに、中には乗降中の車いすのすぐ脇の狭いスペースを通過していく車もあり、交通事故が生じかねない危険な状況がある。

このため、新たに障害者等用駐車スペース（又は乗降用スペース）を確保していただきたい。その際には、屋根があり、雨等の影響を受けずに乗降できる現行の駐車スペースを残すとともに、施設内に至る通路について車いす利用者の安全を確保していただきたい。

## ② 立体駐車場の高さ制限について

立体駐車場の高さの制限の標識は2.2 mと表示されているが、立体駐車場の入り口の高さは2.4 m程度あるものと考えられる。一方、大型の福祉車両の一般的な高さについては、2.3 m未満となっており、高さ制限の標識が2.3 mに変更されれば、より多くの福祉車両が利用できる可能性がある。このため、可能であれば高さ制限の標識を2.2 mから2.3 mに変更していただきたい。

### 【市の対応】

- 市として相談者（障がい者団体）へヒアリング調査を行うとともに、相談者とともに現地確認を行った。その後、事業者に対して、相談者からの要望事項をお伝えし、条例に基づく対応について依頼した。

### 【事業者の対応】

- 事業者からは、次のとおり回答があった。

#### ① 障害者等用駐車スペースの確保について

- 一般用駐車スペース2台分を閉鎖し、新たに障害者等用駐車スペースを1台分増設することを検討する。
- 新たに増設する場所は、一部歩道に接しているため、乗降時の車路側へのはみだが小さくなる。このため、これまでよりもスムーズに乗降できる。ただし、車路と一部重なる部分もあるため、乗降時には付き添いの方が必要となる。

#### ② 立体駐車場の高さ制限について

- 立体駐車場の高さの制限について、入り口の高さが、現行の高さ制限（2.2 m）を上回ることであるが、駐車場内のすべての箇所で高さ制限（2.2 m）を上回っているものではない。また、車両は走行中にバウンドし車高が変動することもあり、車両と建物の接触事故を防止するためには、ある程度の余裕が必要となる。
- このため、駐車場を安心して利用できるよう、今後も現行の高さ制限を維持し、駐車場の安全管理に努めていきたい。